

各部等の長 殿

沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解並びにご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本県では新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大に伴い、PCR 検査の予約が取りにくいなど検査へのアクセスが困難な状況になっていることから、自己で検査できる抗原定性検査キットの使用を推奨しているところです。

家庭等で医療用抗原検査キットを使用する場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」令和 3 年9月 27 日付け事務連絡において薬局での販売が特例的に認められております。

また、社会機能維持者である事業者が医療用抗原検査キットを入手する場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年 1 月 5 日付け(令和 4 年 1 月 19 日一部改正))事務連絡に基づき、医薬品卸売販売業者に確認書を提出の上、購入することが可能となっておりますが、県内の卸売販売業者は限られることから、事業者の購入先の確保が課題となっております。

つきましては、この課題を解決するため、本県における臨時の措置として薬局においても事業者に対し抗原定性検査キットを販売することについて厚生労働省へ確認したところ、下記のとおり対応することについて了解を得ましたので、所管する業界団体及び事業者等への周知のご協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け(令和4年1月19日一部改正))事務連絡において、同事務連絡別添の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することで、事業者は、医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入することができることとされているが、地域の感染状況の悪化等により同卸売販売業者からの購入が困難な場合等において、薬局から購入することは可能とする。

なお、購入に当たっては、同卸売販売業者から購入する場合と同様に、薬局に対し上記事務連絡の別添「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出することが必要であるとともに、必要とされる量を勘案して購入すること。

以上

問合せ先

保健医療部ワクチン接種等戦略課 対策支援班

電話 098-894-5122 (担当：原、平良)